

した。相談件数は8月末日時点で162件であった。

技術支援課の相談窓口は放射性物質汚染に係る相談が多く、3月下旬をピークに、徐々に減少した。相談件数は8月末日時点で1,385件であった。

取組一覧

取組	内容
首都圏等における県産農産物の安全性PR	ぐんまちゃん家や首都圏百貨店、卸売市場等において、県産農産物の安全性を積極的にPR
県産農産物の食材利用	県産農産物を、県立病院や学校給食、県庁等の食材として積極利用。また県内医療機関等に対しても利用を呼びかけ
ハウレンソウ、カキナ農家の経営支援	県単補助事業（ハード、ソフト）における優先採択を検討
包括連携協定先への協力依頼	NEXC O東日本に対して、敷地内における県産農産物販売の協力を依頼
農商工等連携開発商品展示商談会の開催	農商工連携により開発された商品を、観光事業者・道の駅関係者（農産物直売所）等に引き合わせる展示商談会を、DCに向けて開催
農業者への「つなぎ融資」制度の創設	ハウレンソウ、カキナ等の出荷停止要請を受けた農業者の運転資金に対する新たな融資制度を創設 ・貸付限度額：個人1,000万円、法人5,000万円
県産農産物の安全性等に関する相談窓口の設置	県産農産物の安全性などに関する各種相談に対応 ・農作物、畜産の技術対策に関する相談 ・農産物の安全性に関する相談
放射性物質に対する安全性の確保	農業技術センターや環境事務所等に放射線関係測定機器等を整備し、県産農産物に係る監視・検査体制を強化

③ 観光支援、群馬DC推進

地域の事業者の最も身近な相談相手である商工会及び商工会議所に対して、原発事故による観光業等への風評被害に関する相談窓口の設置を依頼した（設置場所は47商工会、10商工会議所）。

4月20日には、「ぐんまの観光元気宣言」を出し、風評被害の払拭に努めるとともに、緊急対策として、「温泉宿泊割引プラン」や「バスツアー」を実施し、積極的な誘客に努めた。

また、9月26日には、地域の事業者を指導する役割を担っている商工会及び商工会議所の経営指導員に対し、原発事故による観光業等への風評被害に関する損害賠償の請求手続きについて、県産業技術センター多目的ホールにおいて説明会を開催した。

（出席者：79名）。

7月～9月には、大型観光企画「群馬デスティネーションキャンペーン」を展開し、1,500を超える体験メニューと多彩な地域イベントにより、前年同時期を上回る入り込みを記録した。

取組一覧

取組	内容
観光宣伝・群馬DCの推進	7月～9月に実施する群馬DCに向けて、PRキャラバンを実施
ぐんまの温泉・観光宿泊割引プラン	各観光協会と県が連携し、震災復興を支援するとともに、県内温泉地への誘客を図る。 ・インターネットの宿泊予約サイトへのバナー広告掲載 ・宿泊者へ地域特産品プレゼントキャンペーンの実施
ググっとぐんま体験・滞在バスツアー	・7月～9月に実施する群馬DCに向けて、体験滞在型の観光をメインとしてバスツアーを開催 ・エコツアーなど新たな夏の体験・滞在型プラン集の作成
各種バスツアーの実施	県内の観光地を回るバスツアーを実施

県内温泉地の積極利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県主催の会議を、温泉地で開催することを検討 ・ 関係機関、団体にも同様の趣旨を要請
温泉地イベントに対する支援	温泉地のイベントに係るPR費用に、県民局の地域振興調整費で積極的に助成
群馬交響楽団による本県のイメージアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前コンサートを実施 ・ 被災地のプロオーケストラと連携した演奏会の開催
県立病院における観光PR	病院の総合案内に、観光地・飲食店の割引チケット・パンフレットを配置

④ 中小企業等支援

被災した中小企業者や売上が急激に減少している中小企業者に対応するため、3月23日に経営サポート資金を拡充し、さらに、震災後の物資不足や売上減少等の影響で資金繰りに苦慮している中小企業者を支援するため、4月20日付けで東日本大震災被害対策資金を新たに創設した。

また、資金繰りの円滑化を図るため、金融機関のトップを招集した金融懇談会において、知事から円滑化の要請を行ったほか、機会を捉え、県内金融機関等に円滑化の要請を実施した。

取組一覧

取組	内容
中小企業ワンストップセンター（総合相談窓口）の設置	中小企業者が抱える資金繰り、受発注あっせん、雇用などの諸問題に関する総合窓口を、産業政策課内に設置
中小企業ワンストップセンター（出張相談会）の設置	震災を原因とする中小企業のあらゆる問題に一つの窓口で対応できるよう、関係機関が一堂に会し、出張相談会を開催
中小企業者の資金繰り円滑化の要請	県内の金融機関等に対し、震災の影響を受けている中小企業者の資金繰り円滑化の要請を実施
東日本大震災被害対策資金の創設	新たに、震災後の物資不足や売上減少等の影響で資金繰りに苦慮している中小企業者を支援するため、新資金を創設 ・ 融資利率1.5%、融資限度額3,000万円
経営サポート資金の拡充	震災により被害を受けた事業者、また計画停電等により売上が急激に減少している事業者に対して、利率の引き下げや貸付け要件の緩和等、資金の内容を充実
ぐーちょきパスポートの県内避難者への配付	県内に避難している子育て家庭に、「ぐーちょきパスポート」を配付し、被災者を支援するとともに需要を喚起
受発注確保対策	県外企業に対して、首都圏発注開拓員等による新たな発注開拓を実施
県内中小企業への発注の協力依頼	県内企業（発注元企業）に対して、県内中小企業への発注について知事名で協力を依頼
緊急アピール 「群馬のものづくり企業は元気です」	県内企業の安全性、技術力の高さをアピールした知事メッセージと産業界代表のコメントを掲載した文書を携えて、東京、名古屋、大阪等に所在する関係企業を訪問
工業製品の放射線測定の実施	産業技術センター等に放射線測定機器を導入し、工業製品を検査（県が証明書を発行し、輸出取引等をサポート）
県内医療機関等入院被災者実費負担の支援	被災者を受け入れた医療法人等に、被災者入院患者が実費を支払えない場合、相当額を助成

⑤ 雇用対策

ア 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の活用支援

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するための助成金として、国の雇用調整助成金・中小企業雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という)がある。厚生労働省では、東日本大震災の発生に伴い、これら助成金の特例を拡充しており、本県では、労働者の雇用の維持を図るため、この制度の活用を促進するよう県内企業への周知に取り組んだ。

(7) 「東北地方太平洋沖地震被災への金融支援等説明会」の開催

企業から相談等を受ける機会の多い社会保険労務士を対象とした説明会を、群馬労働局と連携して開催した。

説明会では、群馬労働局による雇用調整助成金等の説明及び本県の金融支援についての説明を行った。

- ・開催日 4月19日(火)
- ・説明内容
 - 「雇用調整助成金等について」
 - 「中小企業への金融支援の拡充について」
 - 「東北地方太平洋沖地震に伴う農業者への金融支援」



- ・参加者数 122名

(4) 雇用調整助成金等活用のための緊急出張相談会の実施

厳しい経営状況の中で従業員の雇用を守る企業を支援するため、雇用調整助成金等の活用について、群馬県社会保険労務士会へ委託し、社会保険労務士が企業の集まりへ出向いて相談会を開催し、助成金申請等に関する個別相談を実施した。平成23年8月末までに県内64か所で相談会を開催し、473社の参加を得て、社会保険労務士による助言、指導により、雇用の維持を図ることができた。

イ 雇用の創出(雇用創出に係る基金事業の活用)

国の交付金により、「ふるさと雇用再生特別基金」及び「緊急雇用創出基金」の2つの基金を造成し、平成21年度から雇用創出の事業を実施してきたが、これら基金事業を活用し、震災等により離職を余儀なくされた方や、震災被災者の方への雇用創出に取り組んだ。(本県に避難した震災被災者の方への支援については別掲記載あり。)

- ・基金事業の実施状況(平成24年2月末現在)
 - 平成24年2月末時点での平成23年度基金事業の採択の状況では、両基金を合わせて事業費7,375百万円(822件)により5,407人の雇用創出を見込んでいる。
 - ＜平成23年度基金事業採択状況＞ (平成24年2月末現在)

区 分	件数	事業費(百万円)	雇用創出(人)
ふるさと雇用再生特別基金事業	92	1,689	586
緊急雇用創出基金事業	730	5,687	4,821
計	822	7,375	5,407

取組一覧

取 組	内 容
製造業従業員向けの専門教育訓練	震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者を対象に、受講者を倍増してスキルアップセミナーを実施
緊急雇用創出基金事業の拡充	緊急雇用創出基金を活用し、本県へ避難している被災者や、震災の影響で職を失った方の雇用を確保
雇用調整助成金等活用のための出張相談会の開催	県社会保険労務士会と協力し、雇用調整助成金等の活用について、企業等の集まりへ出向いて相談会を開催し、申請等に関する個別相談を実施
職業転換に係る訓練手当の増額	被災による離職者等が、職業転換のために公共職業訓練を受講した場合に支給する訓練手当を増額

⑥ 物資・エネルギー対策

節電説明会の開催や住宅用太陽光発電設備に対する補助等を通じ、県民や事業者の節電に向けた取組を支援したほか、県営発電所の再稼働や新規運転開始等により、電力供給力の積み増しに貢献するなど、官民を挙げて夏期の電力需給対策に取り組んだ結果、県全体で▲20%（目標15%）の需要抑制を達成した。

取組一覧

取組	内容
電力需要の抑制・節電啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県民や県内事業者等を対象に節電説明会を開催 ・家庭向け節電チラシの配布、県HP等による普及啓発 ・「緑のカーテン運動」の推進（アサガオの種配付等）
住宅用太陽光発電設備補助事業の一層の推進	電力の供給不足への対策として、補助枠を大幅に拡充するとともに、補助制度の積極的なPRを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算4,000件分→補正後10,000件分に大幅拡充
県内中小企業における省エネ・節電の取組等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネや節電のための改修等に取り組む事業者に対して「環境GSエコ改修資金」で支援 ・自家発電機の整備等を行う事業者に対して、「中小企業パワーアップ資金」で支援
介護老人保健施設等への自家発電設備等整備費補助	停電に備え、必要な電力が確保できるよう、介護老人保健施設、重症心身障害児施設等における自家発電設備の整備に助成
エネルギー課題解決型の研究開発に対する積極的支援	既存のぐんま新技術・新製品開発推進補助金や、公募型共同研究事業で、エネルギー課題解決型の研究開発事業を積極的に支援
高浜発電所ガスタービン再稼働	休止していた高浜発電所のガスタービン発電機を再稼働させ、電力需給対策に貢献（出力20,000kW増加）
新利南発電所運転開始	新利南発電所の運転を開始し、電力需給対策に貢献（最大出力1,000kW）
公害関係法令の届出等手続きの迅速化	工場等の施設復旧等のため、公害関係法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法）の届出に係る審査を優先的かつ迅速に行うことにより、企業の負担を軽減

⑦ 官公需での積極的支援

公共事業について、県内業者への優先発注や、これまで以上の早期発注等に努め、県内企業の受注拡大や受注企業の資金繰りに対する積極的な支援を図った。

取組一覧

取組	内容
中小企業向け発注率 目標90%	中小企業向け発注率の目標を90%とし、中小企業者の受注機会を確保
県内企業への優先発注	県内業者への優先発注、地元産品の優先使用に努める。
公共事業等の早期発注等	公共事業等について、これまで以上に早期発注に努めるとともに、前払金を活用し、受注企業の資金繰り改善を図る。
県発注工事における適正な工期の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・電力不足や資材不足を考慮し、適切な工期を柔軟に確保 ・主要資材の価格調査を毎月実施し、建設資材や原材料価格の変動に対応 ・計画的な資材調達等のため、発注時期をきめ細かに公表

第5節 その他の県の対応

1 燃料不足への対応

(1) 背景

東日本大震災により、石油製品の供給量が一時的に減少し、本県においても、一時、県内ガソリンスタンドへの製品の入荷が不足するなど、県民生活や県内経済に深刻な影響があった。

(2) 主な要因

① 製油所の被災

太平洋側の製油所が被災し、原油輸入、石油製品の精製が停滞した。

② 油槽所の被災

精製された石油製品の保管する油槽所が被災し、出荷が停滞した。

③ 計画停電の実施

鉄道輸送が止まったことにより、石油製品の流通が停滞した。

停電により、オイルターミナルにおける石油製品の入出荷作業、ガソリンスタンドの営業がストップした。

④ 被災地への優先供給

被災地支援のため、一時、石油製品の出荷が見合わされた。

タンクローリーも被災地に派遣され、十分な供給体制が取れなかった。

⑤ 消費者の不安心理拡大による需要の急激な拡大

石油製品の不足情報を受け、消費者の不安心理が拡大し、買い急ぎが発生した。

その結果、通常以上の購入需要が起きたことにより、一層の製品不足に陥った。

(3) 本県の取組

① 関係団体への要請、要望

県内における石油製品の在庫量が不足する状況の中、県民や避難者の安全を守る観点から重要な施設等に対する燃料の優先供給を確保するため、以下のとおり各関係団体等に対して要請・要望を行った。

- ・医療機関への燃料の優先供給を要請
→群馬県石油協同組合（3月14日）
- ・災害派遣、避難者乗車用バスなどの緊急車両への燃料の優先供給を要請
→群馬県石油協同組合（3月17日）
- ・「介護・福祉車両へのガソリンの優先供給に関する要望書」の提出
→群馬県石油協同組合（3月20日）
- ・「食肉処理施設等へのA重油の優先供給に関する要望書」の提出
→群馬県石油協同組合（3月22日）
- ・「ガソリン等石油製品の安定供給に関する要請」の提出
→石油連盟（3月24日）
- ・「ガソリン等石油製品の安定供給に関する要望」の提出
(※県内における石油製品の国家備蓄、給油所の電源対策強化について要望)
→内閣総理大臣、経済産業大臣、資源エネルギー庁長官（10月27日）

② 状況調査

県内における石油製品の流通状況等を把握するため、各関係機関等に対して状況調査を実施した。

- ・JR貨物の高崎オイルターミナルへの入荷状況調査
- ・タンクローリーの状況調査
- ・高崎オイルターミナルの入出荷状況調査

- ◆震災直後から3月14日まではJR貨物による入荷なし
- ◆3月15日から少しずつ石油製品を積んだタンク車が到着
- ◆3月19日以降、連日、1日6～7列車、約80～120両（約3,000～6,000kl）の製品が入荷

・ 県内ガソリンスタンドの営業状況調査（3月15日～3月30日）

- ◆ 震災直後から、製品が不足するという情報を受けて、買い急ぎが発生し、通常以上の需要が発生。また、現実に製品が不足したことから、県内ガソリンスタンドには連日、長蛇の列ができ、混乱が発生した
- ◆ 入荷量が少ないため、不定期開店や短時間営業、購入量制限を行う店舗が続出
- ◆ 3月24日頃から高崎を中心に徐々に事態が改善に向かう
- ◆ 3月30日には、東毛方面でも改善が見られ、県内全域で事態が収束

③ 県ホームページによる情報提供

収集した情報を取りまとめ、ホームページへの掲載や報道機関への資料提供等により、幅広く情報発信を行った。

(4) 燃料対策の充実に向けた取組

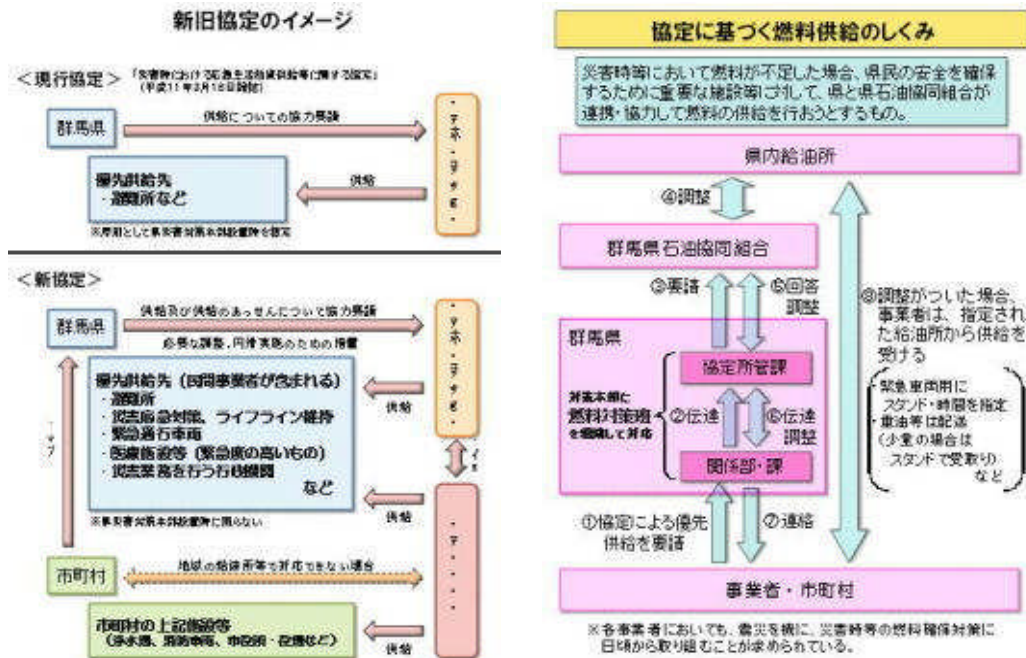
① 「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」の締結

平成11年に締結した旧協定では、供給の対象を「避難所等」に限定していたが、今回の震災ではそれ以外の施設等で幅広く問題が発生した。

このような経験を踏まえ、避難所等のほか、緊急通行車両や医療・福祉関係施設・事業など、市町村や民間事業者も含めて、県民の安全を確保するために重要な施設・車両へ対象を広げた新たな協定を、11月14日に群馬県石油協同組合との間で締結した。



平成23年11月14日 協定締結式
(左から大澤知事、小野里理事長)



② 地域防災計画の修正

従来計画では、救助や支援、復旧活動の現場で、石油製品の不足は想定されていなかったため、石油製品を災害対策上不可欠な重要物資として位置付けるほか、災害対策本部に「燃料対策班」を設置するなど、必要な修正を行った。

2 電力不足への対応

(1) 計画停電への対応

① 背景

東日本大震災により、東京電力㈱の原子力発電所及び火力発電所等の多くが被害を受け、稼働を停止したことから、電力需給が逼迫するという深刻な事態が発生した。

このような状況を受け、東京電力㈱は不測の大規模停電を回避するため、地域を指定して輪番により停電を行う「計画停電」が、緊急避難措置として行われた。

② 計画停電の状況

3月14日～4月7日 実9日間（のべ30グループ）
うち本県での実施は、3月15日～3月24日 実7日間（のべ23グループ）

ア 5グループによる輪番停電（3月14日～3月27日）

停電区域を5グループに区分し、午前6時20分から午後10時までの間、おおよそ3時間毎に輪番で計画停電が実施された。

【本県のグループ別実施状況】

グループ	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ
主な地域	伊勢崎、桐生、渋川	本県該当なし	館林、太田、大泉	みどり、板倉、明和	前橋、高崎、富岡
実施回数	7	(5)	5	6	5

イ グループの細分化（3月28日～4月7日）

グループ毎の停電であっても、全域を停電する場合と一部のみを停電する場合があります。不公平感が生じたため、各グループを更に5つのサブグループ（A～E）へ細分化して実施するなど、運用の改善が図られた。

※ただし、本県においては細分化以降、実施の実績はなし。

ウ 計画停電の方針の変更（4月8日～）

発電所の復旧、気温の上昇及び節電への取組の効果等により、当面の電力需給ギャップは解消されたため、計画停電は「原則実施しない」こととなった。

③ 本県の取組

ア ホームページによる周知啓発

予定されている計画停電の時間帯及び地域や、公共交通機関の運行状況等に関する情報提供のほか、停電になった場合の火災防止や車両の安全通行について、注意喚起を図った。

イ 東京電力㈱に対する申し入れ

計画停電により、県民生活に極めて深刻な影響が生じていることから、実施方法の見直しや早期終了について、東京電力㈱あて申し入れを行った。

【申し入れの内容】

3月14日	計画停電を県内の実態を踏まえ適切に実施すること
3月17日	計画停電の影響を極力少なくするため、停電時間の固定化や1日1回に限った実施などの改善措置を講じること
4月6日	今後、必要な需給調整は他の手段により行うこととし、県民生活への影響が大きい計画停電は、直ちに終了すること

ウ その他

(7) 医療施設等での対応

病院、有床診療所、透析取扱診療所、分娩取扱診療所に対して、3月14日から始まる計画停電への対応、在宅人工呼吸器使用者への情報連絡の協力依頼を、電話・FAXにて行った。

さらに、計画停電に伴う影響及び対応について調査を行い、燃料不足により自家発電装置の稼働ができなくなる恐れのある医療施設の情報を収集し、燃料組合等に優先供給を要請、及び必要に応じ、国に対して電源車の派遣を要請した。

なお、計画停電に伴いトラブルが発生した場合の報告を医療施設に求めたが、医療機関が診療時間等をずらすなどして対策を講じたことや、計画停電の規模が予定よりも小さくすんだこと等から、特に大きなトラブルはなかった。

また、今後の停電に備え必要な電力が確保できるように、重症心身障害児施設等における自家発電設備の整備に助成する制度を5月補正で予算化した。

(イ) 医療系産業廃棄物の適正処理

計画停電実施に伴い県内産業廃棄物焼却施設の処理能力が低下するおそれがあることから、県医師会、歯科医師会等関係機関に対して、医療系産業廃棄物の分別徹底による排出抑制や処理委託先の再検討を要請した。(3月)

(ウ) と畜場設置者、食品営業者等への対応

3月14日以降の東京電力(株)による計画停電の実施に伴い、県内の大規模のと畜場・食鳥処理場では通常の処理が困難となり、設置者からの時間外(早朝等)処理及び休日の臨時開場の要望に対し、食肉衛生検査所では衛生指導に留意しながら、弾力的な検査体制をとった(～4月8日)。(夏期の電力使用制限においても同様(7月1日～9月2日)。

また、3月14日付け厚生労働省通知「計画停電による食品等の温度管理について」を踏まえ、(社)群馬県食品衛生協会を通じて食品営業者へ衛生管理の徹底の指導等を行った。

(エ) 水道事業者への指導

3月13日の東京電力(株)からの計画停電実施の連絡を受け、県内水道事業者に対し、「東京電力(株)の輪番停電にともなう水道水の供給確保について」を通知した。

また、同日付け厚生労働省通知「計画停電実施による水道施設への影響」に基づき、計画停電実施期間の情報把握、電力供給が停止したときの影響分析、自家発電施設の点検・試運転及び燃料の確保、断水区域の把握と広報体制の整備、応援給水体制の確保等について、各事業者への指導を行った。(夏期の電力使用制限においても、電力消費ピーク時の取水・送水量の減量、施設稼働時間のシフト等について指導)。

(オ) 高浜発電所での発電

企業局高浜発電所は、ガスタービン発電と蒸気タービン発電とを組み合わせ「複合発電」を行う発電所であるが、通常、ガスタービンの運転は、平日のみ行い、土日は蒸気タービンのみによる発電を行っていた。しかし、震災直後の電力不足に対応するため、3月中は計画停電時を除き、土日も含めてガスタービンの運転を行った。また、設備の老朽化等に伴い、4月以降はガスタービンの運転を休止することが決定済みであったことから、3月末をもってガスタービン発電を休止したが、電力需給の逼迫状況が続いていることを受けて、電力会社と協議のうえ、7月からガスタービン発電を再開し、平成24年9月まで継続することとした。

(2) 夏の電力需給対策

春以降、一旦は改善した電力需給バランスは、気温が上昇する夏に向けて再び悪化する見通しとなり、需給両面からの抜本的な対策を講じなければ、計画停電の「原則不実施」が維持できなくなった。

このようなことから、政府電力需給対策本部は「夏期の電力需給対策」を策定し、東京電力の供給力を最大限に積み増す一方、大口需要家、小口需要家、及び家庭のすべての需要家に対して、7月～9月の使用最大電力を15%抑制することを要請した。また、特に大口需要家に対しては、電気事業法第27条に基づく強制的な電気使用制限が課せられることとなった。

大口需要家(契約電力500kW以上)	小口需要家(500kW未満)	家庭・個人
7～9月(平日)の9時～20時の使用最大電力を昨年比で15%抑制 (使用制限期間:7月1日～9月9日)	7～9月(平日)の9時～20時の使用最大電力を15%抑制 (使用制限のない努力目標)	

① 本県の取組

ア 群馬県節電応援プログラムの策定

本県では、県民生活や事業活動に影響の大きい計画停電を何としても回避するため、「群馬県節電応援プログラム」を策定し、県内の使用最大電力を前年比▲15%の293万kWを目標として、県民及び県内企業の節電に向けた取組を積極的に支援した。なお、節電にあたっては、熱中症予防にも十分配慮するよう、幅広く周知を行った。

【節電応援プログラムの概要】

電力需要の抑制 節電啓発の推進	ぐんま広報、県HP、メルマガ等を活用して広く県民や県内事業者等へ節電を呼びかける。 「ぐんまちゃんの家庭の節電対策」の配付
	夏の節電キャンペーン（緑のカーテンづくり等）の実施
	観光ホテル・旅館における節電ポスターの掲示
技術指導・説明会	家庭や事業者など、各分野で技術指導や説明会を国や東京電力と連携して実施
	学校における節電教育の推進
電力の「見える化」への取組	群馬県内で使用されている電力をグラフにし、節電に向けた取組の成果をわかりやすく「見える化」する。 東京電力と連携して、県のHPからも情報提供する。
住宅用太陽光発電設備補助事業の拡充	住宅用太陽光発電設備を設置する個人に対して補助する。 （前年度4,000件分から10,000件分へ大幅に拡充） 補助金額：太陽電池の最大出力1kWあたり2.4万円 （上限8万円）
県内中小企業における省エネ・節電の取組等に対する支援	省エネ・節電改修、太陽光発電設備の整備などに取り組む事業者（病院含む）に対して「環境GSエコ改修資金」で支援 自家発電機等の整備など、安定した電力確保に取り組む事業者に対して「中小企業パワーアップ資金」で支援
電力供給力の増強への取組	高浜発電所ガスタービン発電機再稼働 （平成23年7月～平成24年9月予定） 最大出力：約5,000kW→25,000kW 平成23年度年間供給目標電力量：3,917万kWh→11,493万kWh （一般家庭の年間消費電力量：約11,000軒分→32,000軒分）
	新利南発電所の運転開始（平成23年7月14日） 最大出力：1,000kW、年間供給電力量：408万kWh （一般家庭の年間消費電力量：約1,000軒分）

イ 需要家としての電力削減に向けた取組

県庁舎をはじめ、水質浄化センター、県立病院及び警察庁舎等は契約電力500kW以上の大口需要家となるため、強制的な電気使用制限の対象となった。

本県としては、少しでも多くの電力を家庭や企業等に融通するため、大口需要家に該当しないその他の県有施設も含め、県全体として「自主行動計画（節電行動指針）」を策定の上、国の目標値を上回る20%の使用最大電力の削減を基本に取り組みを行った。（実施期間：6月15日～9月30日）

※病院や検査機関、文化施設等の一部施設については国の方針に則して削減

【取組結果】

- ・県有施設（234施設）について、期間中、すべての月で削減目標を達成することができた。
- ・うち、20%削減を目標とした106施設の今夏の使用最大電力（合計）は、7月の12,595kWであり、前年夏の最大値17,152kW（8月）に対する削減率は26.6%であった。
- ・緩和措置が講じられた施設についても、区分毎に設定した削減目標（15%～0%）をそれぞれ達成することができた。

ウ 国への要望活動

電力需要を抑制しつつ、国民生活の安全・安心を確保するとともに、日本経済の復興のためにも可能な限りの電力供給力の積み増しを図り、企業の生産・事業活動への影響を最小限とするよう配慮する必要があることから、以下のとおり国に対して要望を行った。

【要望の内容】

4月22日	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる手段により電力供給の確保を図ること。 再生可能エネルギーの活用を促進し、電力供給力を強化すること。 省エネ機器等の導入に対する財政支援を行うこと。 使用制限に際して、生命に関わる施設は対象除外とすること。
5月20日	<ul style="list-style-type: none"> 病院や鉄道等の施設については、使用制限緩和措置を講じること。 万が一の計画停電の際には、地域の不公平感に配慮すること。 病院等の安全安心に関わる施設は、計画停電の対象外とすること。

エ 休日保育拡充等への対応

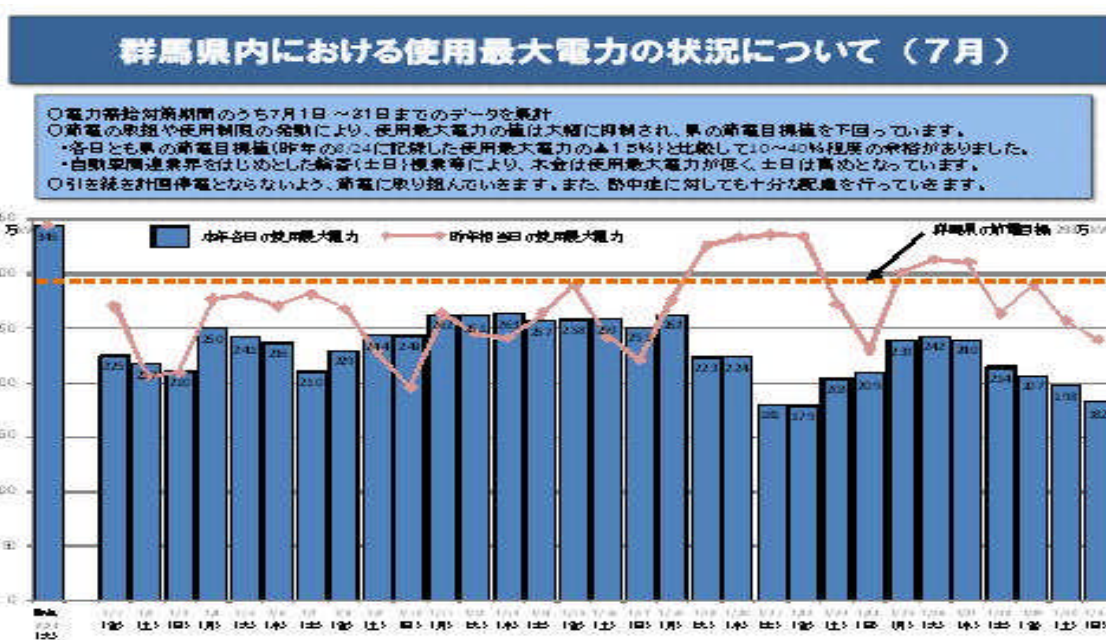
電力需給対策に伴う県内企業の土日操業に対応するため、保育所及び放課後児童クラブにおいて、休日保育等を実施した。

- 保育所における対応状況
休日保育 11市町 30保育所
- 放課後児童クラブにおける対応
休日開設 7市 35クラブ

オ 取組の成果

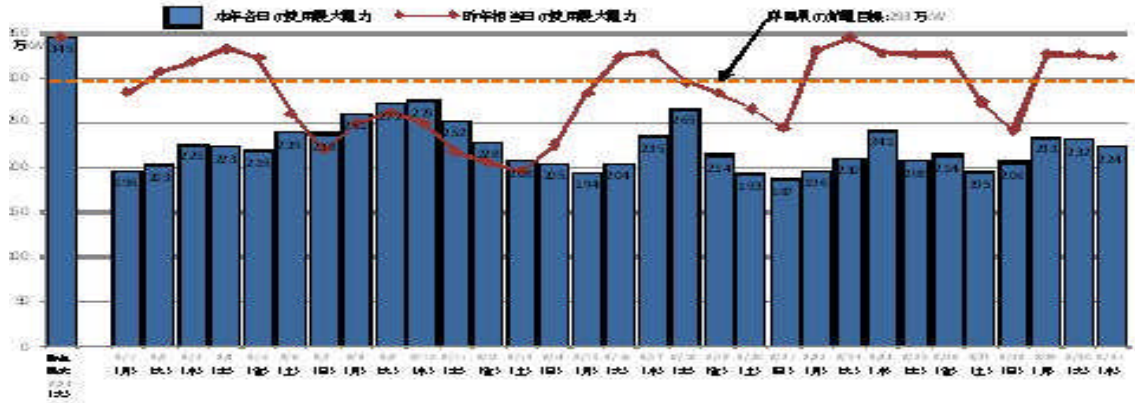
国の「夏期の電力需給対策」や、本県の「節電応援プログラム」等に基づく官民を挙げた取組により、県内の使用最大電力は最大で275万kWにとどまり、群馬県として目標に設定した293万kWを超過することなく、電力需給対策期間を通じて目標を達成することができた。

また、大口需要家に課せられた電気使用制限については、需給バランスが改善されたことから、予定の9月22日より2週間前倒しの9月9日をもって早期に解除となった。



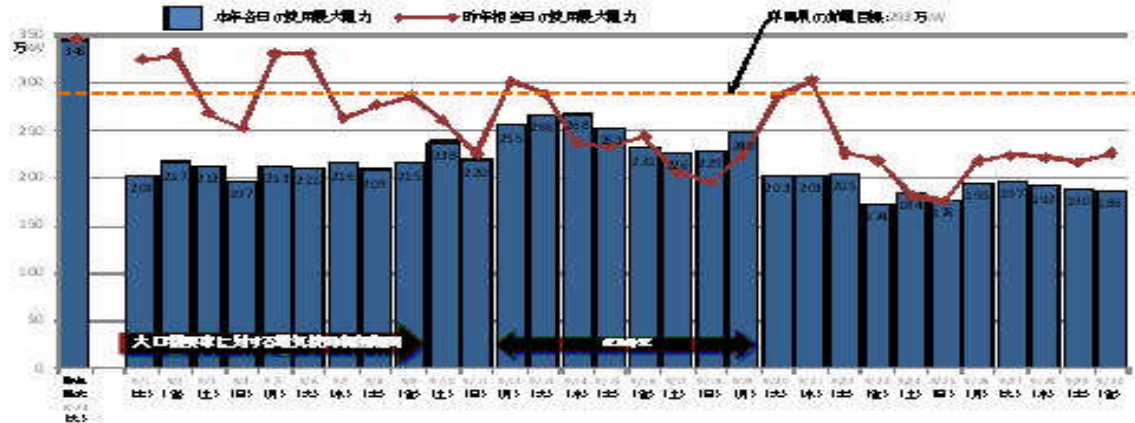
群馬県内における使用最大電力の状況について（8月）

○電力需給対策期間のうち8月1日～31日までのデータを集計
 ○県の節電目標▲15%に対し、各日とも▲20%以上の節電を達成しました。
 ・今夏の最大値を記録した8月20日においても、使用最大電力は27.5万kWに留まり、▲20.3%の節電となりました。
 ・8月半ばには、前掲で連日3万kW前後の酷暑気温となりましたが、企業の夏季休業により、電力使用は抑制されました。
 ○需給バランスが改善され、大口需要家（契約電力500kW以上）に対する電気の使用制限も8月9日をもって早期に終了となることから、今後は▲15%の節電を努力目標としつつ、県民生活や経済活動に支障がなく、無理のない範囲で節電に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。



群馬県内における使用最大電力の状況について（9月）

○電力需給対策期間のうち8月1日～30日までのデータを集計
 ○8月を通して20%～22%の節電となり、県の節電目標▲15% (288万kW) が達成されました。
 ○電力需給状況が改善されたことから、9月3日をもって大口需要家に対する電気使用制限は早期に終了となり、空温に若干の「戻り需要」が発生しましたが、最大電力は9月14日の268万kWに留まりました。
 ○8月30日をもって今夏の節電の取組は終了となりますが、電気の使用状況に関する東京電力からの広報は、今後も継続されます。
 ※東京電力「でんを予報」: <http://www.tepco.co.jp/forecast/index-j.html>



3 国に対する要望等

(1) 本県の国への要望活動

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県内でも多方面にわたる影響が出ていることから、国に対し、早急な対応や支援を講じるよう要望した。

① 「東日本大震災に関する緊急要望」(4月22日)

要望項目

- ・農産物等への補償及び風評被害の防止について
- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う災害対応について
- ・安定的な電力供給の確保について
- ・被災者の生活支援について
- ・地域経済を支える中小企業等の経営支援について

② 「東日本大震災に関する要望」(7月22日)

要望項目

- ・農産物等への補償及び風評被害対策、観光業への支援等について
- ・放射性物質の検査体制の強化等について
- ・安定的な電力供給の確保、中小企業等への支援について
- ・今後の防災対策等について

(2) 関東地方知事会での要望活動

東日本大震災は、関東地方知事会構成県においても大きな被害が出ていることから、国に対し、提案要望することを決定し、その後要望活動を行った。

① 平成23年度定例第一回(春) 関東地方知事会議(5月25日)

「東日本大震災に係る要望」

要望項目

- ・被災地における復旧・復興について
- ・福島第一原子力発電所事故の早期収束と風評被害等の対策について
- ・地域経済対策の実施について
- ・電力需給対策について
- ・原子力安全対策・防災対策の見直しについて
- ・災害に強い社会資本整備について
- ・今後の防災対策について

② 平成23年度定例第二回(秋) 関東地方知事会議(10月25日)

「東日本大震災に係る要望」

要望項目

- ・被災地における復旧・復興について
- ・福島第一原子力発電所事故の早期収束と風評被害等の対策について
- ・地域経済対策の実施について
- ・安定した電力確保対策について
- ・原子力安全対策・防災対策の見直しについて
- ・災害に強い社会資本整備について
- ・今後の防災対策について

(3) 全国知事会での活動

7月12日～13日に開催された全国知事会議で、東日本大震災からの復興に向けた迅速な対策を政府に求める「日本の再生に向けてー東日本大震災 復興提言ー」がとりまとめられた。提言には、本県が主張した上下水汚泥に関する早期の取扱い基準の設定や安全な処理方法の提示と実施などが盛り込まれた。

また、会議では、大澤知事が、「放射性物質を含む上下水汚泥の処理とその後の管理は、本来、地方ではなく、原因者である東京電力が、早急に行うべきであり、さらに、東京電力ができないのであれば、国が行うべきと考える」と発言した。

4 群馬県地域防災計画の修正

(1) 趣旨

東日本大震災における新たな防災課題や実施してきた災害対応等を踏まえて、群馬県における防災行政の大綱である群馬県地域防災計画を修正した。

(2) 検討過程

庁内の主管課長等で構成する「群馬県地域防災計画見直し検討会議」を設置するとともに、検討会議の下に、関係所属の職員等で構成する3つの庁内検討ワーキンググループを設置し、全庁体制で県としての修正案の検討を行った。

修正案について、市町村や防災関係機関への意見照会及び県民への意見募集を行い、被災地に派遣された職員の意見や県議会における審議等も踏まえた見直しを実施し、群馬県防災会議において修正を決定した(24.1.30決定)。

(3) 修正内容

修正を行った主な項目は以下の4つである。

① 県境を越えた広域避難者の受入れについて

福島県等からの県境を越えた広域避難者の受入れを踏まえ、「県境を越えた広域避難者の受入れ」に係る対応について新たに規定した。

② 県外で原子力施設事故が発生した際の対応について

福島第一原子力発電所事故への対応を踏まえ、「県外で原子力施設事故が発生した際の対応」について新たに規定した。

③ 災害時要援護者等への配慮の一層の充実

東日本大震災における被災地の状況等を踏まえ、災害時要援護者等への対応の一層の充実を図った。

④ 災害時等の燃料不足への対応

東日本大震災直後の燃料不足を踏まえ、県民の安全を確保するために、特に重要な施設、事業に燃料の優先供給が図られるよう体制整備を図った。

5 東日本大震災一周年に際して

(1) 政府主催の追悼式

国は、東日本大震災が、極めて多数の犠牲者を出すとともに、国民生活に多大な影響を及ぼした未曾有の大災害であることにかんがみ、発災1年を機に、次のとおり被災者を追悼する式典を開催した。

なお、群馬県からは、大澤正明群馬県知事、南波和憲県議会議長が参列した。

名称：東日本大震災一周年追悼式

日時：平成24年3月11日（日）14時30分から

場所：国立劇場

参列者：天皇皇后両陛下、内閣総理大臣、衆・参両院議長、最高裁判所長官、衆・参国会議員、地方公共団体代表、在本邦外国大使等、民間各界代表、遺族代表

(2) 県の対応

① 半旗の掲揚、黙とうの勧奨

- ・東日本大震災一周年に際しては、3月6日（火）に県HPにおいて知事から県民に向けて黙とう及び弔旗の掲揚への協力を求めた。
また、上記式典当日の3月11日（日）には、知事から県民に対して「東日本大震災一周年追悼知事メッセージ」を発信した。
- ・各市町村に対して、関係施設において半旗を掲揚するとともに、黙とうの合図として防災行政無線などを活用してサイレンを鳴らす等の措置について協力を求める通知を行った。
- ・県庁各所属に対して、県有施設における半旗の掲揚、県職員に対して黙とうを勧奨するよう通知を行った。
- ・県教育委員会でも、各市町村教育委員会に対して、市町村有施設及び各市町村立学校における半旗の掲揚、職員に対して黙とうを勧奨するよう通知を行った。
- ・県立学校等に対しても、県有施設及び各県立学校における半旗の掲揚、職員に対して黙とうを勧奨するよう通知を行った。

② 地域防災カパワーアップシンポジウムの開催

東日本震災1周年に際して、～東日本大震災から1年。私たちにできること～を副題にして、地域防災カパワーアップシンポジウムを開催し、地域防災力の重要性を参加者に訴え、自主防災組織に対する認識の向上等を図った。

- ・日時 平成24年3月4日（日）13:30～16:30
- ・場所 群馬会館ホール
- ・内容 自主防災組織の役割や活性化についての基調講演
県内の自主防災組織代表者によるパネルディスカッション
- ・参加者 150名

第6節 県議会の対応

1 被災地の視察及び要望活動等

3月18日の午後、関根罔男議長及び松本耕司副議長は、東京電力(株)に対し、計画停電の適切な実施等について、申入れを行うとともに、県石油商業組合に、ガソリン・重油等の円滑な供給について、要望を行った。また、東北地方太平洋沖地震の発生に伴う議長声明を発表した。

3月28日午後、関根議長は、大澤知事とともに、厚生労働省を訪れ、小宮山副大臣に「放射性物質に係る農産物への被害対策について」要請するとともに、その後、農林水産省において、鹿野大臣に同様の要請を行った。

3月30日、関根議長は、伊勢崎市にある避難者受入れ支援センター、高崎市にある自衛隊新町駐屯地、城山県営住宅及び牛伏ドリームセンターを訪れ、避難者の受入体制や業務内容等について視察するとともに、避難者とその対応にあたる職員を激励した。

5月11日、関根前議長は、福島県議会を訪問し、副議長から福島県の被災状況について説明を受けた後、災害対策本部を視察し、副知事を激励した。そして、群馬県から派遣された職員から活動内容の説明を受けた。その後、福島県相馬市の被災地を訪れ、被害及び支援状況の把握に努めた。

2 議会における審議状況等

(1) 全員協議会

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を受け、3月17日に代表者会議を開き、県執行部から群馬県の被災状況や支援・受入体制の状況などについて説明を受け協議した結果、被災者支援についての議長声明を発表し、東京電力(株)に対して計画停電に対する申し入れ、県石油商業組合に対しては円滑な供給についての要請を行ったが、この状況については全議員で情報を共有し、執行部から直接説明を受け、県民から議会(議員)に寄せられる要望を執行部に伝える必要があると判断し、全員協議会を3月23日開催した。



平成23年3月23日全員協議会

副知事をはじめ、各部局から東日本大規模震災に関して、組織体制、県内の被災状況と対応、避難者の受入、放射性物質被害、及び物資エネルギー対策等について説明を受けた後、質疑を行い、計画停電の実施方法の見直し、公共交通機関の輸送の確保、観光地への融資拡大、農産物の風評被害対策、子どもたちへの心のケア、ガソリン供給不足対策、被災地支援、被災者受入などについて群馬県としてしっかり取り組むよう県執行部に対して要望を行ったほか、被災地へ日本赤十字社群馬県支部を通じて、義援金を贈ることを決定した。

(2) 本会議

平成23年5月定例会において、5月18日に、東日本大震災における県内被害対策と大規模地震対策について、一体的、横断的、集中的に審査を行うため「大規模地震対策特別委員会」を設置するとともに、6月10日には、「震災から復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書」、「津波対策法案の早期成立を求める意見書」及び「当面の電力需給対策に関する意見書」を全会一致で可決し、直ちに政府関係機関へ意見書を提出した。

また、知事から提出のあった、東日本大震災による被災者の県内への受入れに関する経費及び復興に向けた国の第1次補正予算に伴う補正予算並びに4月20日に専決処分を行った東日本大震災関係の補正予算について可決・承認した。

さらに、平成24年2月定例会では、宮城県議会議長からの依頼を受け、復興の妨げとなっている被災地の災害廃棄物の処理について、その広域的な処理を推進するため、「災害廃棄物の広域処理推進等に関する意見書」を3月7日に全会一致で可決し、直ちに政府関係機関へ提出した。

(3) 大規模地震対策特別委員会

平成 23 年 3 月 11 日に、国内観測史上最大規模となるマグニチュード 9.0 を記録する東北地方太平洋沖地震が起き、広範囲において未曾有の大惨事をもたらした。

地震とそれに続く津波により、福島県内の原子力発電所が壊滅的打撃を受け、電源喪失や電力不足による停電、農産物等における放射性物質の検出など、本県においても、県民生活や産業活動に極めて大きな影響が生じていた。

このような状況にあって、東日本大震災に係る電力及び生活・産業関連物資の供給不足対策に関する事、福島第一原子力発電所事故に係る県内の放射線被害対策に関する事、東日本大震災に係る県内の産業支援に関する事、及び大規模地震防災対策に関する事について集中的に審査を行うため、平成 23 年 5 月 18 日の本会議において「大規模地震対策特別委員会」が設置された。

6 月 8 日の委員会では、放射性物質による健康不安対策や農産物への影響、風評被害対策、学校における放射線量の測定や災害対応の取組状況、物資の備蓄状況、災害ボランティアの活動状況、制度融資など産業支援総合対策、再生可能エネルギーの活用促進、節電対策、建物の耐震化の状況、災害廃棄物の受入などについて議論され、「震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書」及び「津波対策推進法案の早期成立を求める意見書」を発議することを決定した。

7 月 13 日、14 日には、宮城県、福島県内の被災地に赴き、その現状を自らの目で確かめ、現場の生の声を聞き、対策をいかにとるべきか、調査を行った。

国土交通省東北地方整備局においては、被災地の復旧、復興のための最重要課題である緊急輸送道路の確保にあたり、東北道、国道 4 号から沿岸部の国道 6 号、455 号への進出のための「くしの歯」作戦を展開し、いち早く救援ルートを確認したところであり、災害時における緊急輸送道路の確保対策などを調査した。

宮城県の女川町及び多賀城市では、地震及びその後の津波により、行政機能に支障が出るような大きな被害を受けており、災害時における公共団体の業務や災害対策本部の状況を調査するとともに、被災地から他県への要望事項等を調査した。

福島県においては、福島第一原子力発電所の地元であり、その事故に伴う放射性物質被害対策について、被災地の行政として、特に農産物への被害対策と、学校における放射能対策について、調査を行った。



平成23年 7 月 13 日 国土交通省東北地方整備局



平成23年 7 月 13 日 宮城県女川町

その後、7 月 29 日、10 月 12、13 日、及び 12 月 13 日の委員会において、大規模地震防災対策として、地域防災計画見直しの状況について活発に議論されたほか、災害時燃料供給協定、災害廃棄物受入れ、放射性物質の除染、県民の健康調査、学校給食の放射性物質検査、避難者支援体制、防災教育などについて、各般にわたり議論がなされた。

また、県内被害対策として、11 月 28 日には、東京電力(株)群馬支店長から、東日本大震災による福島第一原発事故に係わる県内の放射線被害の賠償状況等について、特に「農産物等被害への賠償状況」「観光業の風評被害への賠償状況」「今冬の電力需給見通し」について説明を受け、放射性物質被害関係について集中的に審議を行った。

さらに、震災から半年以上経過した現在の県内の各関係施設を調査した。

日本オイルターミナル(株)高崎営業所では、電力不足等から交通機関が麻痺し、物資輸送について支障をきたし、中でもガソリンの供給不足は、車社会である当県の通勤通学等に大きな影響があった震災当時の状況や今後の大規模地震時の安全性等について調査

した。

県央水質浄化センターでは、下水汚泥の放射性物質は5月の検査時から検出されており、再資源化できない汚泥は最終処分場へ埋立て処分をするまでの間、保管している状況にあり、その保管状況及び今後の処分等対策について調査した。

五料橋では、橋の走行路面に約4cmの段差ができ、車両の通行ができなくなったが、当時の全面復旧までの状況についてなど、調査を行った。

また、宮城県議会議長からの依頼を受け、東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理の実現に向け、平成24年2月8日に委員会を開催し、群馬県における災害廃棄物受入処理の現状と今後の課題について県執行部から説明を受け、対策を協議し、2月定例会において、思うように進んでいない災害廃棄物の処理について、放射性物質に対する住民不安を払拭するよう説明し理解を得ること、最終処分までの各段階で放射線量等を調査し、情報提供を徹底して行うことなど、災害廃棄物の広域処理が推進されるよう、所要の措置を政府に対して要望する「災害廃棄物の広域処理推進等に関する意見書」を、大規模地震対策特別委員会において発議した。

さらに、災害廃棄物の広域処理推進のため、既に災害廃棄物の処理を行っている県外の施設について、処理の状況や放射性物質に対する安全面について調査することも決定している。

3 その他の活動状況

(1) 義援金の贈呈

3月23日、県議会議員全員で組織する全員協議会において、議員からの募金を募り、被災地へ義援金を贈ることが決定された。即日3月24日に義援金250万円を関根議長から日本赤十字社群馬県支部に手渡しで託した。

(2) 議会事務局の対応

議会事務局では、議会事務局長が、3月11日震災当日設置された県災害対策本部、翌3月12日に移行した県災害警戒本部、その後3月14日から設置された県東北地方太平洋沖地震支援本部等に出席し、情報交換を行った。

また震災当初から議会事務局長の指示のもと、県議会県議員の安否情報を把握するとともに、必要な情報提供を随時行い、連絡調整に努めた。

第7節 県の財政措置

1 平成22年度

(1) 補正予算

(単位:千円)

区 分	主 な 事 業	事業費
3月補正 (平成23年3月 31日付専決処分)	・被災者受け入れ支援	64,000

(2) 既決予算

(単位:千円)

支出科目	件 名	事業費
一般管理費	・「震災に係る県民へのお願い」の新聞掲載料	4,162
予 備 費	・救援物資搬送のための災害時緊急経費 ・災害見舞金	600 18,000
合 計		22,762

※上記以外にも、人件費、各部局の総務調整費等の既決予算等で執行したのものもある。

2 平成23年度

(1) 補正予算

(単位:千円)

区 分	主 な 事 業	事業費
4月補正 (平成23年4月 20日付専決処分)	①県内産業への支援	
	ア 中小企業等支援	
	・東日本大震災被害対策資金の創設	9,028,572
	・がんばろう群馬！中小企業ワンストップセンター	2,000
	・雇用調整助成金等出張相談会の開催	3,000
	・製造業従業員向け専門教育訓練	5,800
	イ 農業支援	
	・出荷停止要請に伴う「つなぎ融資」創設	21,000
	ウ 観光誘客促進	
	・「ぐんまの温泉・観光宿泊割引プラン」	36,750
	・ググっとぐんま体験・滞在バスツアー	14,300
	エ エネルギー対策	
	・住宅用太陽光発電設備等整備費補助	481,000
	②被災地・被災者への支援	
	ア 被災地の支援	
	・被災地への職員派遣及び物資の搬送	74,181
	・県民ボランティアによる被災地支援	3,300
イ 被災者の支援		
・緊急雇用創出基金事業	434,818	
・職業転換訓練手当	4,800	
・県営住宅の応急仮設住宅化整備	30,000	
・県内医療機関等入院被災者実費負担支援	16,000	
・私立高等学校等震災被災者就学支援事業費補助	6,600	
③県民の安心・安全		
ア 放射性物質対策		
・放射性物質測定機器導入(農産物、食品、土壌、水道水等用)	35,600	
・放射性物質測定機器導入(工業製品用)	1,830	

	・空間放射線量率測定用サーベイメータ購入 イ 被災文化財対策 ・文化財保存事業費補助	2,000 7,000
合 計		10,208,551
5月補正	・被災者受入れ支援 ・災害弔慰金 ・自家発電設備等整備費補助 ・医療施設災害復旧費補助 ・被災児童生徒等就学支援 ・緊急雇用創出基金事業 ・高浜発電所ガスタービン発電機再稼働	1,048,000 1,875 237,000 11,000 116,000 1,040,000 977,270
合 計		3,431,145
9月補正	①放射性物質対策 ・環境放射能モニタリング強化 ・廃棄物処理施設放射線監視体制強化 ・放射性物質測定機器整備費補助 ・流域下水道汚泥処理対策 ・放射線の健康影響に関する有識者会議 ・放射線測定機器整備（保健福祉事務所） ②県産物の安全性PR ・県産農畜産物安全性緊急PR ③被災地・被災者支援 ・被災者生活再建支援基金積増し ・私立専修学校等震災被災者就学支援事業費補助 ・災害被災地支援のための人工アユ種苗増産 ・警察官の被災地派遣 ④県内被害の復旧支援 ・社会福祉施設等災害復旧費補助 ・保育所等災害復旧費補助 ・農業関係施設災害復旧交付金 ⑤電力不足対策 ・休日保育・児童の居場所づくり ・誘導灯LED更新工事等節電対策	230,000 1,600 8,820 575,000 307 693 10,000 1,397,978 9,896 1,800 85,963 26,352 8,808 5,000 23,318 22,527
合 計		2,408,062
11月補正	・緊急雇用基金事業	3,770,000
2月補正	・緊急スクールカウンセラー配置	18,680

(2) 既決予算

(単位:千円)

支出科目	件 名	事業費
予 備 費	・県内に避難して亡くなった方の埋葬費用	1,063
	・避難者受入に係る経費	50
	・放射能検査	60,204
	・県産農畜産物安全性緊急PR事業実施に係る経費	4,200
	・東日本大震災農業生産対策交付金「力強い酪農経営復興対策」事業の実施に係る経費	24,000
	・特用林産施設等復旧・再建対策事業の早期執行	7,929
合 計		97,446

※上記以外にも、人件費、各部局の総務調整費等の既決予算等で執行したのものもある。

3 平成24年度

(1) 当初予算

(単位:千円)

区 分	主 な 事 業	事業費
当初予算	①被災者支援	
	・被災者受け入れのための民間賃貸住宅等借り上げ	309,590
	②福島第一原発事故に伴う放射線対策	
	・空間放射線監視	25,472
	・放射能検査	67,180
	・除染対策	376,771
	・健康への影響・風評被害対策	127,767
合 計		906,780

